

中国の予算法改正と財政ガバナンス強化

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 予算制度の要点

II 財政ガバナンス

1 憲法の財政ガバナンス関係規定

2 財政制度の主要課題と習近平政権の財政ガバナンス方針

3 改正予算法の財政ガバナンス強化規定

おわりに—最近の動向—

翻訳：中華人民共和国予算法

はじめに

中国においては、1949年の中華人民共和国成立当初から、憲法に財政ガバナンス関連の規定が存在していた⁽¹⁾。ただ、独立した会計検査機関の設置など、財政ガバナンスに関する憲法の規定が整備されてきたのは、中国が改革開放政策に転じた後、1982年に制定された「1982年憲法」⁽²⁾においてである。

一方、予算制度に関する立法としては、1951年に予算決算暫定条例が制定され、1991年制

定の国家予算管理条例を経て、1994年に予算法⁽³⁾が制定された。また、会計検査に関しては、1985年に国务院が制定した会計検査に関する暫定規定に始まり、1988年制定の会計検査条例を経て、予算法と同じ1994年に会計検査法が制定された。会計検査法は2006年に改正されている⁽⁴⁾。

1994年制定の予算法には、予算は収支均衡させなければならないとの規定も盛り込まれている。しかし、実際には、国家財政収入と国家財政支出のそれぞれの総計は符合せず、厳密な収支均衡のバランスシートになっていない⁽⁵⁾。また、市場経済化が急速に進展する中で、地方政府の累積債務を始め、財政運営において様々な歪みが生じ、その解決も喫緊の課題となっている。中国は今、財政の枠組み全体を再構築し、財政ガバナンスを強化する必要に迫られている。

2014年8月31日、中国では予算法が全面的に改正され、2015年1月1日に改正法が施行された⁽⁶⁾。この法改正は、習近平政権が重要政策課題として掲げる「財税体制改革の深化」の柱の1つと位置付けられ、財政ガバナンス強化の観点が特に重視されている。中国の予算制度

(1) 1949年9月29日に制定され、中華人民共和国の臨時憲法の役割を果たした中国人民政治協商会議共同綱領第40条に、財政について「国家予算決算制度を構築し、中央と地方の財政範囲を区分し、簡素節約を励行し、財政収支を徐々に均衡させ、国家生産資金を蓄積する。」との規定があった。しかし、その後の中華人民共和国憲法には、この種の規定は盛り込まれていない。「中国人民政治協商会議共同綱領」中央人民政府法制委員会編『中央人民政府法令彙編（1949-1950）』法律出版社、1982、p.25。

(2) 「中華人民共和国憲法」（1982年12月4日公布・施行）国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/198212/19821200267688.shtml>〉以下、インターネット情報は2015年1月26日現在である。

(3) 「中華人民共和国予算法」（1994年3月22日公布、1995年1月1日施行）同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199403/19940300267357.shtml>〉

(4) 「全国人民代表大会常務委員会关于修改《中華人民共和国審計法》的决定」（2006年2月28日公布、2006年6月1日施行）同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200602/20060200267571.shtml>〉

(5) 「財政」『中国年鑑2014年版』中国研究所、2014、p.312。

(6) 「全国人民代表大会常務委員会关于修改《中華人民共和国予算法》的决定」（2014年8月31日公布、2015年1月1日施行）国务院法制办公室〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201409/20140900396858.shtml>〉

の枠組みは、これにより大きく変化することになる。

本稿では、この改正予算法に基づく中国の新たな予算制度の要点、財政ガバナンス強化を目指す習近平政権の政策方針と改正予算法における主な関係規定を紹介し、あわせて、改正予算法の全文を訳出する⁽⁷⁾。

I 予算制度の要点

2015年1月1日、改正予算法の施行により、中国の予算制度は一新されることになった。その要点は次のとおりである（各項目末尾の条数は、改正予算法の関係条文を示す）。

（予算の構成）

中国の予算は、①一般公共予算、②政府性基金予算、③国有資本経営予算、④社会保険基金予算の4本で構成される。一般公共予算は、日本の一般会計に相当する。政府性基金予算は、特定の公共事業等のために用いるもので、日本の特別会計に相当する。また、国有資本経営予算は、国有企業など国有資本の収益に対する支出計画を定めるものであり、社会保険基金予算は、社会保険収支専用の予算である。この4本の予算は、それぞれ完全に独立したものであると同時に、一般公共予算と他の3本の予算は連結したものでなければならない。（第5条、第6条、第9条、第10条、第11条）

（中央予算と地方予算）

予算は行政レベルごとに編成され、執行される。中国の地方行政区域は、上位から順に、①省・自治区・直轄市、②区設市⁽⁸⁾・自治州、③県・自治県・非区設市⁽⁹⁾・市管轄区⁽¹⁰⁾、④郷・民族郷・鎮の4級に分かれ、これらと中央の計5級の予算が編成される。全国の予算は、中央予算と地方予算で構成される。地方予算は、各省・自治区・直轄市の総予算で構成され、地方各級総予算は、当該級予算及び集計された1級下の総予算で構成される⁽¹¹⁾。また、各級の一般公共予算には、上級予算から下級予算への税収返還及び移転支出、下級予算から上級予算への上納が含まれる。（第3条、第6条）

（予算案の編成）

予算案の編成に関する具体的な事項は国務院財政部門が定め、各級政府は国務院の定める期限に従って予算案を編成しなければならない。省・自治区・直轄市政府は、国務院の定める期限に従って、当該級の総予算案を国務院に提出しなければならない。県級以上の地方各級政府は、当該級人民代表大会の承認を経た当該級予算と1級下の政府が提出した予算を速やかに集計し、1級上の政府に提出しなければならない。（第31条、第33条、第50条）

（予算案の審査及び承認）

国務院は、全国人民代表大会の会議開催に際して、中央及び地方予算案並びに中央及び地方予算執行状況に関する報告を行い、全国人民代表大会がそれに対する審査及び承認を行う。地

(7) 中国の最近の財政・税制改革の動向については、次の文献を参照。関志雄「ポスト三中全会の財政・税制改革—課題となる地方政府の財源確保—」2014.11.19. 経済産業研究所ウェブサイト〈<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/141119kaikaku.htm?stylesheet=print>〉；内藤二郎「中国の財政状況、政策および地方債務問題の現状と課題」『フィナンシャル・レビュー』119号, 2014.8, pp.54-76.

(8) 中国語原文は「设区的市」。市の中に区が設置されている比較的規模の大きな市をいう。

(9) 中国語原文は「不设区的市」。区が設置されていない市をいう。

(10) 中国語原文は「市辖区」。

(11) 県級総予算 = (当該県級予算) + (当該県級政府行政区域内の郷級政府の総予算を集計したもの)、区設市級総予算 = (当該区設市級予算) + (当該区設市級政府行政区域内の県級政府の総予算を集計したもの)、省級総予算 = (当該省級予算) + (当該省級政府行政区域内の区設市級政府の総予算を集計したもの)となる。

方各級政府は、当該級人民代表大会の会議開催に際して、当該級の総予算案及び予算執行状況に関する報告を行い、当該級人民代表大会がそれに対する審査及び承認を行う。(第43条、第47条、第48条)

(予算調整)

全国人民代表大会の承認を経た中央予算及び地方各級人民代表大会の承認を経た地方各級予算において、①予算総支出の増額又は減額、②予算安定調節基金への繰入れ、③予算配分上の重点支出額の減額、④債務借入額の増額のいずれかが必要となった場合には、予算調整を行わなければならない⁽¹²⁾。(第67条)

(会計年度)

中国の会計年度は、西暦1月1日から12月31日までである。(第18条)

II 財政ガバナンス

1 憲法の財政ガバナンス関係規定

中国の憲法における予算及び財政ガバナンス関係規定の変遷は、次頁の表1のとおりである。現行憲法は2004年3月14日に公布・施行された「1982年憲法(第4次改正)」⁽¹³⁾であるが、予算及び財政ガバナンス関係規定は全て、1982年の制定時のものである。

2 財政制度の主要課題と習近平政権の財政ガバナンス方針

(1) 財政制度の主要課題

中国では、1994年に国税と地方税の区分を全面的に見直す「分税制改革」⁽¹⁴⁾が実施されて以降、中央と地方の税収比率はほぼ1対1で推移している。それに対して、財政支出全体の中での地方財政支出の割合は年々増加し、近年では支出総額の8割を上回っている。中央と地方の間のこのような財政収支の不均衡を調整するための仕組みとして、各種の政府間財政調整制度が存在するのが、中国の財政制度の大きな特徴である。しかし、これは同時に、財政制度の複雑化や統一性の欠如の原因となり、財源と権限・責任の関係の不明確化を招いている。また、近年、中国で大きな問題となっている地方債務の肥大化も、その多くが予算の枠組みの中での管理の対象となっていないという制度上の問題を根本に抱えている⁽¹⁵⁾。

一方、1994年の予算法の制定以降今日までの20年間に、中国では市場経済化が急速に進展し、経済規模も急拡大した。その中で、今後も安定的な経済発展を持続するためには、財政の一層の健全化が不可欠である。中国政府は近年、予算制度改革の一環として予算外資金⁽¹⁶⁾の制度を廃止するなど、制度整備と管理強化を進めている。一定の成果は上がりつつあるが、包括的な予算の枠組みの構築、予算管理の厳格化、予算の透明性確保など、課題は多い。

(2) 習近平政権の財政ガバナンス方針と予算法改正

2013年11月12日に採択された習近平政権

(12) 予算調整の中国語原文は「预算调整」。日本の補正予算に相当する。

(13) 「中华人民共和国宪法(2004年修正本)」国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200403/20040300267334.shtml>〉

(14) 分税制の中国語原文は「分税制」。各種の税収を税目と納税主体により、中央政府の収入と地方政府の収入に分ける制度。

(15) 中国の地方債務については、関根栄一「中国の地方債務をどのように捉えるべきなのか」『中国資本市場研究』7(3), 2013 Autumn, pp.26-51 に詳しい。〈http://www.nomurafoundation.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/09/CCMR07-3_Au2013_000.pdf〉

(16) 中国語原文は「预算外资金」。国家機関等が当該機関の経費補填のために各種の費用を徴収し、弾力的に運用してきた資金をいう。1990年代初頭以前は国家予算収入とほぼ同じ規模に達していた。

表 1 中華人民共和国憲法における予算及び財政ガバナンス関係規定の変遷

制定年月日	名称	条項	内容	条文の関係箇所
1949.9.29	中国人民政治協商会議共同綱領 (中華人民共和國建國時に制定され、臨時憲法の役割を果たした)	第40条	財政について	国家予算決算制度を構築し、中央と地方の財政範囲を区分し、簡素節約を励行し、財政収支を徐々に均衡させ、国家生産資金を蓄積する。国の税収政策は、革命戦争のための供給を保障し生産の回復と発展及び国家建設の必要を考えることを原則とし、税制を簡素化し、合理的な負担を実施しなければならない。
1954.9.20	1954年憲法	第27条	全国人民代表大会の職権	国家予算・決算を審査・承認する。
		第49条	国務院の職権	国家予算を執行する。
		第58条	地方各級人民代表大会の職権	当該行政区域の予算・決算を審査・承認する。
		第70条 第2項	自治地域の財政	自治区、自治州及び自治県の自治機関は、法律が定める権限により、当該地域の財政を管理する。
1975.1.17	1975年憲法	第17条	全国人民代表大会の職権	国家予算・決算を承認する。
		第20条	国務院の職権	国家予算を制定し、執行する。
		第23条	地方各級人民代表大会及び地方各級革命委員会の職権	当該区域の予算・決算を審査・承認する。
1978.3.5	1978年憲法	第22条	全国人民代表大会の職権	国家予算・決算を審査・承認する。
		第32条	国務院の職権	国家予算を編成し、執行する。
		第36条	地方各級人民代表大会の職権	当該行政区域の予算・決算を審査・承認する。
1982.12.4	1982年憲法	第62条	全国人民代表大会の職権	国家予算及び予算執行状況報告を審査・承認する。
		第67条	全国人民代表大会常務委員会の職権	全国人民代表大会の閉会中、国家予算の執行過程で必要が生じた部分修正案を審査・承認する。
		第89条	国務院の職権	国家予算を編成し、執行する。
		第91条 同第2項	会計検査機関	国務院は、会計検査機関を設置し、国務院各部門及び地方各級政府の財政収支並びに国の財政金融機構及び企業・事業組織の財務収支に対し、会計検査による監督を行う。 会計検査機関は、国務院総理の指導の下に、法律の規定により、独立して会計検査監督権を行使し、他の行政機関、社会团体及び個人からの干渉を受けない。
		第99条 第2項	県級以上の地方各級人民代表大会の職権	当該行政区域の予算及びその執行状況報告を審査・承認する。
		第107条	県級以上の地方各級人民政府の職権	法律が定める権限により、当該行政区域の財政等の行政活動を管理する。
		第109条	地方の会計検査機関	県級以上の地方各級人民政府は、会計検査機関を設置する。地方各級会計検査機関は、法律の規定により、独立して会計検査監督権を行使し、当該級人民政府及び1級上の会計検査機関に対して責任を負う。
		第117条	民族自治地域の財政	民族自治地域の自治機関は、地域財政を管理する自治権を有する。国家財政体制の下で民族自治地域に属するものとされた財政収入は、全て民族自治地域の自治機関が自主的にそれを使用しなければならない。
2004.3.14	現行憲法 (1982年憲法の第4次改正)			(1982年憲法の規定と同じ)

(出典) 筆者作成。各条文の原文は国務院法制弁公室ホームページ及び本文注(1)参照。なお、現行憲法以外は全て失効している。

の今後5年間の政策方針を示す「改革の全面深化についての若干の重大問題に関する中国共産党中央の決定」⁽¹⁷⁾は、「財税体制改革の深化」に関して、①予算管理制度の改善、②税制の整備、③権限と支出責任が対応した制度の構築の3項

目を掲げた。

この方針に基づき、2014年6月30日に中国共産党中央政治局会議で採択された「財税体制改革深化全体計画」⁽¹⁸⁾は、「立法の整備、権限の明確化、税制の改革、税負担の安定化、予算の

(17) 「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」『新华月报』2013年第23期, 2013.12, pp.8-19 (中国政府网 <http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm>)にも掲載。

(18) 「中共中央政治局召开会议审议《深化财税体制改革总体方案》等」『人民日报』2014.7.1; 「财税改革, 迈向现代财政制度」『同』2014.7.3; 「深化财税改革, 三大任务最紧迫」『同』2014.7.6。

透明化、効率の向上」を主な内容とし、2016年までに上記「決定」で掲げた3項目の改革を基本的に完了し、2020年に新たな財政制度全体の完成を目指すとした。予算管理制度の改善は、最優先で重点的に取り組むべき課題とされ、予算法改正はその中心と位置付けられている。

予算法改正の検討は2004年から始まっていたが、関係省庁間の意見の不一致等により一旦中断した後、財政上の課題が一層大きくなる中で、2009年に検討が再開された。予算法改正案の全国人民代表大会常務委員会での審議は、2011年12月から4回にわたって行われ、2014年8月31日、「中華人民共和国予算法改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」⁽¹⁹⁾が可決された。この「決定」における改正事項は計82項目に及び、法律の条数は全79か条から22条増えて全101か条となった。改正されなかった条文は25か条のみである。また、多くの条で項数が増加し、規定の内容がより詳細化

された⁽²⁰⁾。予算法の構成（新旧比較）は表2のとおりである。

3 改正予算法の財政ガバナンス強化規定

今回の予算法改正では、財政ガバナンス強化を目的とする規定が多数盛り込まれた。その主な内容は、次のとおりである⁽²¹⁾。

(1) 包括的で厳格な予算管理

政府の収入と支出の全てを予算に組み入れ（第4条）、全て国庫における収支集中管理を行う（第61条）。人民代表大会が承認した予算を法に定める手続によることなく調整してはならず、予算に組み入れられていない支出を行ってはならない（第13条）。

各級予算は、統一計画、節約、実行可能性、成果重視、収支均衡を原則とするほか、年度を越えた予算均衡メカニズムを構築する（第12条）。また、各級政府の一般公共予算に予算安

表2 予算法の構成（新旧比較）

		旧法 (1995.1.1)	改正法 (2015.1.1)
第1章	総則	1～11条	1～19条
第2章	予算管理職権	12～18条	20～26条
第3章	予算収支範囲	19～23条	27～30条
第4章	予算編成	24～37条	31～42条
第5章	予算の審査及び承認	38～42条	43～52条
第6章	予算執行	43～52条	53～66条
第7章	予算調整	53～58条	67～73条
第8章	決算	59～65条	74～82条
第9章	監督	66～72条	83～91条
第10章	法的責任	73～75条	92～96条
第11章	附則	76～79条	97～101条

(出典) 筆者作成。題名欄の()内は施行日。

(19) 前掲注(6)

(20) 郑猛「予算法大修十年收官」『财经』no.405, 2014.9.8, pp.80-82. なお、予算法改正の経緯については、岡村志嘉子「【中国】予算法の改正」『外国の立法』261-1号, 2014.10, pp.18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8766466_po_02610109.pdf?contentNo=1>も参照。

(21) この節の記述に当たっては、次の文献を参照した。「予算法近二十年来首次大修」『人民日报』2014.8.26; 「新予算法 搭建现代财政制度框架」『人民日报』2014.9.11; 「解密“予算法”大修」『瞭望』2014年第35期, 2014.9.1, pp.18-19; 「预算监督的七大重点工作」『瞭望』2014年第43期, 2014.10.26, pp.27-30.

定調節基金を設けて余剰金を保管し、年度を越えた合理的な予算管理を行う（第41条、第66条）。

(2) 予算の公開と透明性拡大

各級政府の財政部門は、当該級の人民代表大会又は同常務委員会によって承認された予算、予算調整、決算、予算執行状況の報告及び報告表を、国家機密に関わる事項を除き、承認後20日以内に公開し、あわせて、当該級政府の財政移転支出及び債務の状況等を説明しなければならない。部門別の予算・決算等も、同様に承認後20日以内に公開しなければならない。（第14条）

各級予算は、年度経済社会発展目標等の必要性に基づき、前年度の予算執行状況等を参考とし、定められた手続により各方面の意見を聴取した上で編成しなければならない（第32条）。

(3) 地方財政の健全化と財政移転

政府間の財政調整を行う財政移転支出制度は、規範遵守、公平、公開の原則の下、基本公共サービスの地域格差解消を主たる目的として実施する。特定事項のために用いる特別移転支出⁽²²⁾は定期評価等により管理を強化し、市場競争メカニズムで有効に調節できる事項をその対象としてはならない。（第16条）

(4) 債務の借入れ

改正予算法は、中央及び省・自治区・直轄市予算において一定の債務借入れを認め、予算の枠組みの中で厳格な管理を行うことを定めてい

る。

中央一般公共予算のうち必要な資金の一部は、適正規模で合理的な範囲内において、国内及び国外からの債務借入れを通じて調達することができる（第34条）。

国務院が承認した省・自治区・直轄市予算のうち、建設投資に必要な資金の一部は、国務院の定める限度額の範囲内で地方政府債券の発行による借入れを通じて調達することができる。借入れの規模は、国務院が全国人民代表大会又は同常務委員会に報告し承認を得なければならない。借入債務には償還計画と安定した償還資金源が求められる。また、国務院は地方政府の債務リスクの評価・警告及び緊急対応のメカニズム並びに責任追及制度を構築し、国務院の財政部門が地方政府の債務を監督する。（第35条）

(5) 中長期持続可能性

各級政府財政部門は、発生主義に基づいて当該政府全体の財務状況、運用状況及び財政中長期持続可能性について報告する政府総合財務報告を年度ごとに作成し、当該級人民代表大会常務委員会に届け出なければならない（第97条）。

おわりに—最近の動向—

国務院は、2014年10月2日に「地方政府性債務管理の強化に関する意見」⁽²³⁾を、同8日に「予算管理制度改革の深化に関する決定」⁽²⁴⁾を、同27日には「会計検査の強化に関する意見」⁽²⁵⁾を公表した。いずれも、改正予算法の成立後、2015年1月1日の施行に向けて、新しい予算

(22) 日本の補助金に相当する。

(23) 「国务院关于加强地方政府性债务管理的意见」（国发〔2014〕43号，2014.10.2）中国政府网〈http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-10/02/content_9111.htm〉

(24) 「国务院关于进一步深化预算管理制度改革的决定」（国发〔2014〕45号，2014.10.8）同上〈http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-10/08/content_9125.htm〉

(25) 「国务院关于加强审计工作的意见」（国发〔2014〕48号，2014.10.27）同上〈http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-10/27/content_9170.htm〉

制度の定着と財政ガバナンス強化関連の制度改革の推進を目的としている。

2014年12月11日には、「改正後の予算法の実施貫徹に関する通知」⁽²⁶⁾を財政省が地方政府に通達し、改正予算法の確実な実施を強く求めている。既に一部の省では、地方政府が融資プラットフォーム会社と呼ばれる地方政府傘下のインフラ投資会社による新規発行債券の保証を行わない方針を明確にするなど、改正予算法にも盛り込まれた地方債務管理の方針に沿った動きが始まっている⁽²⁷⁾。

さらに、中期財政計画に基づく財政ガバナンス強化の体制整備に向けて、具体的な方針も提示された。2015年1月23日、国務院が公表し

た「中期財政計画管理の実施に関する意見」⁽²⁸⁾は、3年単位の財政計画の策定を通じて予算を合理的に管理し、中期的な有効性と持続可能性を有する財政政策を実現する体制を早期に整備するとしている。

中国の財政ガバナンス強化において、今回の予算法改正の意義は大きい。しかし、今回の改正の内容は決して十分ではないため、予算制度改革や財政ガバナンス強化を達成するには、近い将来再び法改正が必要となるのではないかとの指摘もある⁽²⁹⁾。中国の財政ガバナンス強化は緒に就いたばかりである。

(おかむら しご)

(26) 「关于贯彻实施修改后的预算法的通知」(财法[2014]10号, 2014.12.11) 中华人民共和国财政部 <http://gs.mof.gov.cn/lanmudaohang/zhengcefagui/201501/t20150104_1175374.html>

(27) 「中国、地方債務抑制に動く」『日本経済新聞』2014.12.25.

(28) 「国务院关于实行中期财政规划管理的意见」(国发[2015]3号, 2015.1.23) 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhe ngce/content/2015-01/23/content_9428.htm>

(29) 郑 前掲注(20)

中華人民共和国予算法

中華人民共和国預算法

(1994年3月22日公布 1995年1月1日施行 2014年8月31日「中華人民共和国予算法改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」により改正 2015年1月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

- 第1章 総則 (第1条～第19条)
- 第2章 予算管理職権 (第20条～第26条)
- 第3章 予算収支範囲 (第27条～第30条)
- 第4章 予算編成 (第31条～第42条)
- 第5章 予算の審査及び承認 (第43条～第52条)
- 第6章 予算執行 (第53条～第66条)
- 第7章 予算調整 (第67条～第73条)
- 第8章 決算 (第74条～第82条)
- 第9章 監督 (第83条～第91条)
- 第10章 法的責任 (第92条～第96条)
- 第11章 附則 (第97条～第101条)

第3条 国は、各級政府各級予算方式⁽¹⁾を実施し、中央、省・自治区・直轄市、区設市⁽²⁾・自治州、県・自治県・非区設市⁽³⁾・市管轄区⁽⁴⁾及び郷・民族郷・鎮の5級の予算を作成する。

全国の予算は、中央予算及び地方予算で構成される。地方予算は、各省・自治区・直轄市の総予算で構成される。

地方各級総予算は、当該級予算及び集計された1級下の総予算で構成される⁽⁵⁾。1級下が当該下級予算のみであるときは、1級下の総予算は、当該下級予算を指す。1級下の予算がないときは、総予算は、当該級予算を指す。

第1章 総則

第1条 政府の収支行為の規範を確立し、予算の拘束力を拡大し、予算に対する管理及び監督を強化し、全面的に規範化された、公開されかつ透明な予算制度を整備し、経済社会の健全な発展を保障するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条 予算及び決算の編成、審査、承認及び監督並びに予算の執行及び調整は、この法律の規定に従って行う。

第4条 予算は、予算収入及び予算支出で構成される。

政府の収入及び支出は、全て予算に組み入れなければならない。

第5条 予算は、一般公共预算、政府性基金予算、国有資本経営予算及び社会保険基金予算を含む。

一般公共预算、政府性基金予算、国有資本経営予算及び社会保険基金予算は、完全及び独立を保たなければならない。政府性基金予

(1) 中国語原文は「一级政府一级预算」。行政レベルごとに各級政府が当該級予算を作成することをいう。

(2) 中国語原文は「设区的市」。市の中に区が設置されている比較的規模の大きな市をいう。

(3) 中国語原文は「不设区的市」。区が設置されていない市をいう。

(4) 中国語原文は「市辖区」。

(5) 県級総予算 = (当該県級予算) + (当該県級政府行政区域内の郷級政府の総予算を集計したもの)、区設市級総予算 = (当該区設市級予算) + (当該区設市級政府行政区域内の県級政府の総予算を集計したもの)、省級総予算 = (当該省級予算) + (当該省級政府行政区域内の区設市級政府の総予算を集計したもの)となる。

算、国有資本経営予算及び社会保険基金予算は、一般公共予算と連結したものでなければならない。

第6条 一般公共予算は、税収を主体とする財政収入について、民生の保障及び改善、経済社会の発展の推進、国の安全の維持並びに国家機関の正常な運営等に用いるための収支予算である。

中央一般公共予算は、中央各部門（直属単位を含む、以下同じ）の予算並びに中央から地方への税収返還及び移転支出予算を含む。

中央一般公共予算収入は、中央の当該級収入及び地方から中央への上納収入を含む。中央一般公共予算支出は、中央の当該級支出並びに中央から地方への税収返還及び移転支出を含む。

第7条 地方各級一般公共予算は、当該級各部門（直属単位を含む、以下同じ）の予算並びに税収返還及び移転支出予算を含む。

地方各級一般公共予算収入は、地方当該級収入、上級政府から当該級政府への税収返還及び移転支出並びに下級政府からの上納収入を含む。地方各級一般公共予算支出は、地方当該級支出、上級政府への上納支出並びに下級政府への税収返還及び移転支出を含む。

第8条 各部門予算は、当該部門及びその所属各単位の予算で構成される。

第9条 政府性基金予算は、法律及び行政法規の規定に従い一定の期限までに特定の対象から徴収し、収受し又はその他の方法で集めた資金について、専ら特定の公共事業の発展のために用いる収支予算である。

政府性基金予算は、基金項目の収入状況と実際に必要な支出に基づき、基金項目編成に

より、収入に応じて支出を決定しなければならない。

第10条 国有資本経営予算は、国有資本の収益について支出計画を定める収支予算である。

国有資本経営予算は、収支均衡の原則に従って編成し、赤字を計上してはならず、かつ、資金を一般公共予算に繰り入れなければならない。

第11条 社会保険基金予算は、社会保険の掛金、一般公共予算及びその他の方法で集めた資金について、専ら社会保険のために用いる収支予算である。

社会保険基金予算は、各階層の統一的な計画及び社会保険項目に基づく個別編成により、収支均衡を達成しなければならない。

第12条 各級予算は、統一計画、節約、実行可能性、成果重視及び収支均衡の原則に従わなければならない。

各級政府は、年度を越えた予算均衡メカニズムを構築しなければならない。

第13条 人民代表大会が承認した予算は、法が定める手続によることなく調整してはならない。各級政府、各部門及び各単位の支出は、承認を経た予算に依拠しなければならない。予算に組み入れられていないものは、支出してはならない。

第14条 当該級人民代表大会又は当該級人民代表大会常務委員会が承認した予算、予算調整、決算並びに予算執行状況報告及び報告表は、承認後20日以内に当該級政府財政部門が一般公開し、あわせて当該級政府財政移転支出の計画及び執行の状況並びに債務借入状

況等の重要事項について説明を行わなければならない。

当該級政府財政部門が回答した部門予算、決算及び報告表は、回答後 20 日以内に各部門が一般公開し、あわせて部門予算及び決算中の機関運営経費の配分及び使用状況等の重要事項について説明を行わなければならない。

各級政府、各部門及び各单位は、政府調達状況を速やかに一般公開しなければならない。

この条の前 3 項に定める公開事項は、国家機密に係るものを除く。

第 15 条 国は、中央及び地方による分税制⁽⁶⁾を実施する。

第 16 条 国は、財政移転支出制度を実施する。財政移転支出は、規範、公平及び公開を旨とし、地域間の基本公共サービスの均等化の推進を主要目標としなければならない。

財政移転支出は、中央から地方への移転支出及び地方上級政府から下級政府への移転支出を含み、地域間の基本財力を均衡させるため下級政府が統一的な配分により使用する一般移転支出を主体とする。

法律、行政法規及び国務院の規定に基づいて特別移転支出を設定し、特定事項のために用いることができる。特別移転支出の定期評価及び廃止メカニズムを整備する。市場競争メカニズムで有効に調整することができる事項は、特別移転支出を設定してはならない。

上級政府は、特別移転支出を配分するとき、下級政府に対し附随資金の負担を求めてはならない。ただし、国務院の規定に基づき上下級政府が共同で担当する事項を除く。

第 17 条 各級予算の編成及び執行に当たっては、相互制約、相互協調のメカニズムを整備しなければならない。

第 18 条 予算年度は、西暦 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 19 条 予算収入及び予算支出は、人民元を計算単位とする。

第 2 章 予算管理職権

第 20 条 全国人民代表大会は、中央及び地方予算案並びに中央及び地方予算執行状況の報告を審査し、中央予算及び中央予算執行状況の報告を承認し、予算又は決算に関する全国人民代表大会常務委員会の不適当な決議を変更し、又は取り消す。

全国人民代表大会常務委員会は、中央及び地方予算の執行を監督し、中央予算の調整案を審査し及び承認し、中央決算を審査し及び承認し、予算又は決算に関して国務院が制定した憲法又は法律に抵触する行政法規、決定及び命令を取り消し、並びに予算又は決算に関して省・自治区・直轄市人民代表大会及び同常務委員会が制定した憲法、法律又は行政法規に抵触する地方性法規及び決議を取り消す。

第 21 条 県級以上の地方各級人民代表大会は、当該級総予算案及び当該級総予算執行状況の報告を審査し、当該級予算及び当該級予算執行状況の報告を承認し、予算又は決算に関する当該級人民代表大会常務委員会の不適当な決議を修正し又は取り消し、並びに予算又は決算に関する当該級政府の不適当な決定及び

(6) 中国語原文は「分税制」。各種の税収を税目と納税主体により、中央政府の収入と地方政府の収入に分ける制度。

命令を取り消す。

県級以上の地方各級人民代表大会常務委員会は、当該級総予算の執行を監督し、当該級予算の調整案を審査し及び承認し、当該級決算を審査し及び承認し、並びに予算又は決算に関する当該級政府並びに1級下の人民代表大会及び同常務委員会の不適当な決定、命令及び決議を取り消す。

郷・民族郷・鎮人民代表大会は、当該級予算及び当該級予算執行状況の報告を審査し及び承認し、当該級予算の執行を監督し、当該級予算の調整案を審査し及び承認し、当該級決算を審査し及び承認し、並びに予算又は決算に関する当該級政府の不適当な決定及び命令を取り消す。

第22条 全国人民代表大会財政経済委員会は、中央予算案原案、前年度予算執行状況、中央予算調整原案及び中央決算案について第1次審査を行い、第1次審査意見を提出する。

省・自治区・直轄市人民代表大会の関係専門委員会は、当該級予算案原案、前年度予算執行状況、当該級予算調整原案及び当該級決算案について第1次審査を行い、第1次審査意見を提出する。

区設市・自治州人民代表大会の関係専門委員会は、当該級予算案原案、前年度予算執行状況、当該級予算調整原案及び当該級決算案について第1次審査を行い、第1次審査意見を提出する。専門委員会が設置されていないときは、当該級人民代表大会常務委員会の関係業務機関が検討して意見を提出する。

県・自治県・非区設市・市管轄区人民代表大会常務委員会は、当該級予算案原案及び前年度予算執行状況について第1次審査を行い、第1次審査意見を提出する。県・自治県・非区設市・市管轄区人民代表大会常務委員会の関係業務機関は、当該級予算調整原案及び当

当該級決算案について検討し意見を提出する。

区設市及び自治州以上の各級人民代表大会の関係専門委員会が第1次審査を行い、又は常務委員会の関係業務機関が検討し意見を提出するときは、当該級人民代表大会代表の参加を求めなければならない。

この条第1項から第4項までの規定に従い提出された意見に対しては、当該級政府の財政部門は、処理状況を速やかにフィードバックしなければならない。

この条第1項から第4項までの規定に従い提出された意見及び当該級政府財政部門がフィードバックした処理状況報告は、当該級人民代表大会代表に印刷して配布しなければならない。

全国人民代表大会常務委員会並びに省、自治区、直轄市、区設市及び自治州の人民代表大会常務委員会の関係業務機関は、当該級人民代表大会常務委員会の決定に従い、当該級人民代表大会財政経済委員会又は関係専門委員会に協力し、予算案、予算調整案及び決算案の審査並びに予算執行の監督等の具体的業務を担当する。

第23条 国務院は、中央予算及び決算案を編成し、全国人民代表大会に対し中央及び地方予算案に関する報告を行い、省・自治区・直轄市政府が届け出た予算を集計した後に全国人民代表大会常務委員会に提出し、中央及び地方予算を執行し、中央予算予備費の運用を決定し、中央予算調整案を編成し、中央各部門及び地方政府の予算執行を監督し、予算又は決算に関する中央各部門及び地方政府の不適当な決定及び命令を変更し又は取り消し、並びに全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会に対し中央及び地方予算の執行状況を報告する。

第24条 県級以上の地方各級政府は、当該級予算及び決算案を編成し、当該級人民代表大会に対し当該級総予算案に関する報告を行い、1級下の政府が届け出た予算を集計した後、当該級人民代表大会常務委員会に提出し、当該級総予算を執行し、当該級予算予備費の運用を決定し、当該級予算調整案を編成し、当該級各部門及び下級政府の予算執行を監督し、予算又は決算に関する当該級各部門及び下級政府の不適当な決定及び命令を変更し又は取り消し、並びに当該級人民代表大会及び当該級人民代表大会常務委員会に対し当該級総予算の執行状況を報告する。

郷・民族郷・鎮政府は、当該級予算及び決算案を編成し、当該級人民代表大会に対し当該級予算案に関する報告を行い、当該級予算を執行し、当該級予算予備費の運用を決定し、当該級予算調整案を編成し、当該級人民代表大会に当該級予算の執行状況を報告する。

郷、民族郷及び鎮の当該級予算案、予算調整案及び決算案は、省・自治区・直轄市政府の承認を経て、1級上の政府が編成を代行し、あわせてこの法律第21条の規定に従い、郷・民族郷・鎮人民代表大会に報告してその審査及び承認を受けることができる。

第25条 国務院財政部門は、中央予算及び決算案を具体的に編成し、中央及び地方予算を具体的に執行し、中央予算予備費運用案を提出し、中央予算調整案を具体的に編成し、並びに中央及び地方予算の執行状況を定期的に国務院に報告する。

地方各級政府財政部門は、当該級予算及び決算案を具体的に編成し、当該級総予算を具体的に執行し、当該級予算予備費運用案を提出し、当該級予算調整案を具体的に編成し、並びに当該級総予算の執行状況を定期的に当該級政府及び1級上の政府の財政部門に報告

する。

第26条 各部門は、当該部門の予算及び決算案を編成し、当該部門の予算を執行し及び監督し、並びに当該級政府財政部門に対し定期的に予算の執行状況を報告する。

各単位は、当該単位の予算及び決算案を編成し、国の規定に従い予算収入を上納し、予算支出を計画し、かつ国の関係部門の監督を受ける。

第3章 予算収支範囲

第27条 一般公共予算収入は、各項税収収入、行政事業費用徴収収入、国有資源（資産）有償使用収入、移転収入及びその他の収入を含む。

一般公共予算支出は、その機能分類においては、一般公共サービス支出、外交・公共安全・国防支出、農業・環境保護支出、教育・科学技術・文化・衛生・スポーツ支出、社会保障及び就業のための支出並びにその他の支出を含む。

一般公共予算支出は、その経済性質分類においては、賃金福祉支出、商品・サービス支出、資本支出及びその他の支出を含む。

第28条 政府性基金予算、国有資本経営予算及び社会保険基金予算の収支範囲については、法律、行政法規及び国務院の規定に従い執行する。

第29条 中央予算及び地方予算に関する収入及び支出項目の区分、地方から中央への上納収入並びに中央から地方への税収返還又は移転支出の具体的な方法は、国務院が定め、全国人民代表大会常務委員会に報告する。

第30条 上級政府は、予算外において下級政府予算の資金を転用してはならない。下級政府は、上級政府予算に属する資金を横領し、又は留保してはならない。

第4章 予算編成

第31条 国務院は、翌年の予算案編成に関する通知を速やかに下達しなければならない。予算案編成の具体的な事項は、国務院財政部門が取り決める。

各級政府、各部門及び各单位は、国務院の定める期限に従い予算案を編成しなければならない。

第32条 各級予算は、年度経済社会发展目標、国家マクロ調節全体目標及び年度を越えた予算均衡の必要性に基づき、前年度予算執行状況、関係支出実績評価結果及び当該年度収支予測を参考として、定められた手続に従い各方面に意見を求めた後、編成しなければならない。

各級政府による法定権限に基づく行政措置の決定又は制定は、財政収入又は支出の増減に関わるものは全て、予算の承認前に提出し、かつ予算案において相応の計画を立てなければならない。

各部門及び各单位は、国務院財政部門が制定した政府収支分類科目及び予算支出基準・要求並びに成果目標管理等の予算編成規定に従い、法に従った職能履行及び事業発展の必要性並びに現有資産状況に基づいて、当該部門及び当該単位の予算案を編成しなければならない。

前項にいう政府収支分類科目は、収入については類、款、項及び目に分けられ、支出については、その機能分類において類、款及び項、その経済性質分類において類及び款に分

けられる。

第33条 省・自治区・直轄市政府は、国務院の定める期限に従い、当該級総予算案を審査集計のため国務院に提出しなければならない。

第34条 中央一般公共预算のうち必要な一部資金は、国内及び国外からの債務借入れを通じて調達することができ、借入債務は適当な規模に規制し、合理的構造を維持しなければならない。

中央一般公共预算のうちの借入債務に対しては、残額管理を行い、残額の規模は、全国人民代表大会の承認した限度額を超えてはならない。

国務院の財政部門は、中央政府の債務の統一管理に具体的な責任を負う。

第35条 地方各級予算は、収入に応じた支出及び収支均衡の原則に基づいて編成し、この法律に別に規定するものを除き、赤字を計上しない。

国務院の承認した省・自治区・直轄市予算のうち必要な建設投資の一部資金は、国務院の定める限度額の範囲内で、地方政府債券の発行による債務借入れを通じて調達することができる。借入債務の規模は、国務院が全国人民代表大会又は全国人民代表大会常務委員会に報告し承認を得る。省、自治区及び直轄市が国務院の下達した限度額に従い借り入れた債務は、当該級予算調整案に組み入れ、当該級人民代表大会常務委員会に報告して承認を得る。借り入れた債務は、償還計画及び安定した償還資金源を持たなければならない。公益性資本支出のみに用いることができ、経常的支出に用いてはならない。

前項に定めるものを除き、地方政府及びそ

の所属部門は、いかなる方法によっても債務を借り入れてはならない。

法律に別に定めのあるものを除き、地方政府及びその所属部門は、いかなる単位又は個人の債務に対しても、いかなる方法によっても担保を提供してはならない。

国務院は、地方政府債務リスクの評価及び警告メカニズム、緊急対応措置メカニズム並びに責任追及制度を構築する。国務院の財政部門は、地方政府の債務に対する監督を行う。

第 36 条 各級予算収入の編成は、経済社会発展水準に適応させ、財政政策と連動させなければならない。

各級政府、各部門及び各单位は、この法律の規定に従い、あらゆる政府収入の全部を予算に計上しなければならない。隠匿し、又は過少記載してはならない。

第 37 条 各級予算支出は、この法律の規定に基づき、その機能及び経済性質により分類して編成しなければならない。

各級予算支出の編成は、節約の原則を貫徹し、各部門及び各单位の機関運営経費及び施設庁舎等の基本建設支出を厳しく抑制しなければならない。

各級一般公共予算支出の編成は、全体を総合的に考え、基本公共サービスの合理的な必要を保証するという前提の下に、国の定める重点支出を優先的に配分しなければならない。

第 38 条 一般移転支出は、国務院の定める基本基準及び計算方法に基づいて編成しなければならない。特別移転支出は、地域及び項目別に編成しなければならない。

県級以上の各級政府は、下級政府に対する

移転支出の見込額を事前に下級政府に下達しなければならない。

地方各級政府は、上級政府が事前に下達した移転支出の見込額を当該級予算に組み入れなければならない。

第 39 条 中央予算及び関係地方予算においては、旧革命根拠地、少数民族地域、辺境地域及び貧困地域の経済社会発展事業の援助に用いるため、必要な資金を配分しなければならない。

第 40 条 各級一般公共予算は、当該年度予算執行中に自然災害等の突発事件処理で増加した支出及びその他の予測困難な支出に用いるため、当該級一般公共予算支出額の百分の一ないし百分の三の額の予備費を計上しなければならない。

第 41 条 各級一般公共予算は、国務院の規定に基づいて予算回転金⁽⁷⁾を設置し、当該級政府の予算年度内の季節的な収支差額の調節に用いることができる。

各級一般公共予算は、国務院の規定に基づいて予算安定調節基金を設置し、後年度の予算資金の不足を補填するために用いることができる。

第 42 条 各級政府の前年度予算の繰越金は、翌年度に繰越項目の支出として用いなければならない。2年連続して使い切らなかった繰越金は、余剰資金として管理しなければならない。

各部門及び各单位の前年度予算の繰越及び余剰資金は、国務院財政部門の規定に基づいて処理する。

(7) 中国語原文は「预算周转金」。各級政府が予算年度内の季節的な収支の差額を調整し、速やかな予算執行を保証するために設置する回転資金。各級政府予算の繰越金を用いて設置及び補充する。

第5章 予算の審査及び承認

第43条 中央予算は、全国人民代表大会が審査及び承認を行う。

地方各級予算は、当該級の人民代表大会が審査及び承認を行う。

第44条 国務院の財政部門は、毎年全国人民代表大会会議が開催される45日前までに、中央予算案の原案を第1次審査のため全国人民代表大会財政経済委員会に提出しなければならない。

省・自治区・直轄市政府の財政部門は、当該級人民代表大会会議が開催される30日前までに、当該級予算案の原案を第1次審査のため当該級人民代表大会の関係専門委員会に提出しなければならない。

区設市・自治州政府の財政部門は、当該級人民代表大会会議が開催される30日前までに、当該級予算案の原案を第1次審査のため当該級人民代表大会の関係専門委員会に提出し、又は当該級人民代表大会常務委員会の関係業務機関に送付して意見を求めなければならない。

県・自治県・非区設市・市管轄区政府は、当該級人民代表大会会議が開催される30日前までに、当該級予算案の原案を第1次審査のため当該級人民代表大会常務委員会に提出しなければならない。

第45条 県、自治県、非区設市、市管轄区、郷、民族郷及び鎮の人民代表大会は、会議を開催し予算案を審査する前に、多様な形で当該級人民代表大会代表を組織し、有権者及び社会各層の意見を聴取しなければならない。

第46条 各級人民代表大会に提出し審査及び承認を受ける予算案は、詳細化しなければならない。

当該級の一般公共予算支出は、その機能分類においては項まで記載しなければならない。その経済性質分類においては、基本支出について款まで記載しなければならない。当該級の政府性基金予算、国有資本経営予算及び社会保険基金予算の支出は、その機能分類においては項まで記載しなければならない。

第47条 国務院は、全国人民代表大会の会議開催に際して、大会に対し中央及び地方予算案並びに中央及び地方予算執行状況に関する報告を行う。

地方各級政府は、当該級人民代表大会の会議開催に際して、大会に対し総予算案及び総予算執行状況に関する報告を行う。

第48条 全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会は、予算案及び同報告並びに予算執行状況の報告に対し、次の各号に掲げる内容を重点として審査する。

- (1) 前年度予算執行状況が当該級人民代表大会の予算決議の要求に適合していること。
- (2) 予算配分がこの法律の規定に適合していること。
- (3) 予算配分が国民経済及び社会発展の政策方針を貫徹し、収支政策が適切で実行可能であること。
- (4) 重点支出及び重大投資プロジェクトの予算配分が適切であること。
- (5) 予算の編成が完全であり、この法律第46条の規定に適合していること。
- (6) 下級政府に対する移転支出予算が規範化され、適切であること。
- (7) 予算において借り入れた債務が合法的かつ合理的であり、償還計画及び安定的な償還資金源があること。
- (8) 予算関係の重要事項の説明が明晰である

こと。

第49条 全国人民代表大会財政経済委員会は、全国人民代表大会主席団に対し、中央及び地方予算案及び中央及び地方予算執行状況に関する審査結果報告を提出する。

省・自治区・直轄市・区設市・自治州人民代表大会の関係専門委員会及び県・自治県・非区設市・市管轄区人民代表大会常務委員会は、当該級人民代表大会の主席団に対し、総予算案及び前年度総予算執行状況に関する審査結果報告を提出する。

審査結果報告は、次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- (1) 前年度予算執行及び当該級人民代表大会予算決議の実施状況に対して評価を行うこと。
- (2) 当該年度予算案がこの法律の規定に適合し、及び実施可能であるかについて評価を行うこと。
- (3) 当該級人民代表大会による予算案及び予算報告の承認について提案を行うこと。
- (4) 年度予算の執行、予算管理の改善、予算成果の向上及び予算監督の強化等について意見表明及び提案を行うこと。

第50条 郷・民族郷・鎮政府は、当該級人民代表大会が承認した当該級予算を速やかに1級上の政府に届け出なければならない。県級以上の地方各級政府は、当該級人民代表大会の承認を経た当該級予算と1級下の政府が届け出た予算を速やかに集計し、1級上の政府に届け出なければならない。

県級以上の地方各級政府は、1級下の政府が前項の規定に従い届け出た予算を集計した後、当該級人民代表大会常務委員会に届け出る。国務院は、省・自治区・直轄市政府が前項の規定に従い届け出た予算を集計した後、

全国人民代表大会常務委員会に提出する。

第51条 国務院及び県級以上の地方各級政府は、1級下の政府がこの法律第50条の規定に従い届け出た予算について、法律若しくは行政法規に抵触し、又はその他の不適当な箇所があり、予算承認の決議を取り消す必要があると認めるときは、当該級人民代表大会常務委員会に対し、その審議を求めなければならない。

第52条 各級予算が当該級人民代表大会の承認を経た後、当該級政府の財政部門は、20日以内に当該級の各部門に予算を回答しなければならない。各部門は、当該級政府財政部門から回答された当該部門予算を受け取ってから15日以内に所属各単位に予算を回答しなければならない。

中央から地方への一般移転支出は、全国人民代表大会が予算を承認してから30日以内に正式に下達しなければならない。中央から地方への特別移転支出は、全国人民代表大会が予算を承認してから90日以内に正式に下達しなければならない。

省・自治区・直轄市政府は、中央の一般移転支出及び特別移転支出を受け取ってから30日以内に当該行政区域の県級以上の各級政府に正式に下達しなければならない。

県級以上の地方各級予算から下級政府への一般移転支出及び特別移転支出は、それぞれ当該級人民代表大会が予算を承認してから30日以内及び60日以内に正式に下達しなければならない。

自然災害等の突発事件処理に対する移転支出は、速やかに予算を下達しなければならない。実費決済等の特殊項目の移転支出は、予算を分割して下達し、又は後日清算を行うことができる。

県級以上の各級政府財政部門は、当該級各部門に回答した予算及び下級政府に回答した移転支出予算について、当該級人民代表大会の財政経済委員会、関係専門委員会及び常務委員会の関係業務機関に写しを送付しなければならない。

第6章 予算執行

第53条 各級予算は、当該級政府が執行し、具体的な業務は、当該級政府の財政部門が責任を負う。

各部門及び各单位は、当該部門及び当該単位の予算執行主体であり、当該部門及び当該単位の予算執行に責任を負い、かつ、執行結果に対して責任を負う。

第54条 予算年度の開始後、各級予算案を当該級人民代表大会が承認する前に、次の各号に掲げる支出を行うことができる。

- (1) 前年度繰越の支出
- (2) 前年度同期の予算支出額を参照し、支出が必須とされる当該年度の部門基本支出、プロジェクト支出及び下級政府への移転支出
- (3) 法律で支出履行義務が定められている支出、及び自然災害等の突発事件の処理に用いられる支出

前項の規定に基づく支出の状況は、予算案の報告において説明を行わなければならない。

予算は、当該級人民代表大会の承認を経た後、承認された予算に基づいて執行する。

第55条 予算収入の徴収部門及び単位は、法

律及び行政法規の規定に従い、速やかに、かつ、徴収すべき予算収入の全額を徴収しなければならない。法律又は行政法規の規定に違反して、徴収すべき予算収入を金額超過若しくは前倒しで徴収し、又は徴収を減額し、免除し、若しくは猶予してはならず、予算収入を留保し、横領し、又は流用してはならない。

各級政府は、予算収入の徴収部門及び単位に対し収入指標を下達してはならない。

第56条 政府の全ての収入は、国家金庫（以下「国庫」という。）に上納しなければならない、いかなる部門、単位又は個人もこれを留保し、横領し、流用し、又は滞納してはならない。

法律で明確に規定され、又は国务院の承認を経た特定専用資金については、国务院の規定に従い財政専用口座を設置することができる。

第57条 各級政府の財政部門は、法律、行政法規及び国务院財政部門の規定に従い、予算支出資金を速やかにかつ額面どおり支出し、予算支出に対する管理及び監督を強化しなければならない。

各級政府、各部門及び各单位の支出は、予算に基づいて執行しなければならない、虚偽の支出を計上してはならない。

各級政府、各部門及び各单位は、予算支出状況に対し実績評価を行わなければならない。

第58条 各級予算の収入及び支出は、現金収支制⁽⁸⁾を実施する。

国务院の規定に基づいて権利・責任発生制⁽⁹⁾を採用する特定事項は、その状況を当該級人

(8) 中国語原文は「收付实现制」。収益・費用を計上する際に、損益の事実が発生した時点ではなく、実際の現金の収入及び支出の時点を基準として計上する方法（現金主義）。

(9) 中国語原文は「权责发生制」。収益・費用を計上する際に、当該事実が発生した時点を基準として計上する方法（発生主義）。

民代表大会常務委員会に報告しなければならない。

第 59 条 県級以上の各級予算は、国庫を設置しなければならない。条件の整った郷、民族郷及び鎮も、国庫を設置しなければならない。

中央国庫業務は、中国人民銀行が管理し、地方国庫業務は、国務院の関係規定に従い処理する。

各級国庫は、国の関係規定に基づいて、速やかにかつ正確に予算収入の収納、区分、留保及び還付並びに予算支出の交付を行わなければならない。

各級国庫金の支配権は、当該級政府の財政部門に属する。法律及び行政法規に別に定めのあるものを除き、当該級政府財政部門の同意を経ることなく、いかなる部門、単位又は個人も国庫金を凍結し、若しくは運用し、又はその他の方法で既に国庫に納められた国庫金を支配する権限を有しない。

各級政府は、当該級国庫に対する管理及び監督を強化し、国務院の規定に基づいて国庫現金管理を整備し、国庫資金残額を合理的に調節しなければならない。

第 60 条 既に国庫に納められた資金であって、法律若しくは行政法規の規定又は国務院の決定に従い還付しなければならないものは、各級政府の財政部門又はその授権機関が速やかに還付を行わなければならない。規定に基づいて財政支出により行うべき事項は、国庫からの還付により処理してはならない。

第 61 条 国は、国庫集中徴収及び集中支出制度を実施し、政府の全ての収入及び支出に対し国庫集中収支管理を実施する。

第 62 条 各級政府は、予算執行に対する指導

を強化し、政府の財政、税務及び税関等の予算収入の徴収部門が法に従い予算収入を組織するのを支持し、政府の財政部門が予算支出を厳格に管理するのを支持しなければならない。

財政、税務及び税関等の部門は、予算執行において、予算執行に対する分析を強化しなければならない。問題を発見したときは、速やかに当該級政府に対し解決のための措置を講じるよう提案しなければならない。

第 63 条 各部門及び各単位は、予算収入及び支出に対する管理を強化しなければならない。上納すべき予算収入を留保し、又は運用してはならず、予算支出の用途を無断で変更してはならない。

第 64 条 各級予算予備費の運用案は、当該級政府の財政部門が提出し、当該級政府が決定する。

第 65 条 各級予算回転金は、当該級政府の財政部門が管理し、他の用途に使用してはならない。

第 66 条 各級一般公共予算の年度執行において超過収入があったときは、赤字の補填又は予算安定調節基金の補充にのみ用いることができる。

各級一般公共予算の余剰資金は、予算安定調節基金の補充に用いなければならない。

省・自治区・直轄市一般公共予算の年度執行中に歳入不足があり、予算安定調節基金の繰入れ及び支出の削減等の方法を通じても収支均衡を実現できないときは、省・自治区・直轄市政府は、当該級人民代表大会又は同常務委員会に報告し、承認を経て赤字を増やすことができ、国務院の財政部門にそれを報告

し、かつ翌年度予算においてそれを補填しなければならない。

第7章 予算調整

第67条 全国人民代表大会の承認を経た中央予算及び地方各級人民代表大会の承認を経た地方各級予算は、執行中に次の各号に掲げる状況のいずれかが生じたときは、予算調整を行わなければならない。

- (1) 予算総支出の増額又は減額が必要であるとき。
- (2) 予算安定調節基金に繰り入れる必要があるとき。
- (3) 予算配分上の重点支出額の減額が必要であるとき。
- (4) 債務借入額の増額が必要であるとき。

第68条 予算執行においては、各級政府は、一般に財政の収入又は支出を増加させる新たな政策又は措置を制定せず、財政収入を減少させる政策又は措置も制定しない。予算調整を策定し、かつそれを実施する必要があるときは、予算調整案において計画しなければならない。

第69条 予算執行においては、各級政府は、予算調整が必要なものについて、予算調整案を編成しなければならない。予算調整案は、予算調整の理由、項目及び金額を説明するものでなければならない。

予算執行において、自然災害等の突発事件の発生により速やかに予算支出を増額する必要があるときは、まず予備費から支出しなければならない。予備費が当該支出に足りないときは、各級政府は、先に支出配分を決め、予算調整に属するものは、予算調整案に組み入れることができる。

国务院財政部門は、全国人民代表大会常務委員会が会議を開催し予算調整案の審査及び承認を行う30日前までに、予算調整原案を第1次審査のため全国人民代表大会財政経済委員会に提出しなければならない。

省・自治区・直轄市政府の財政部門は、当該級人民代表大会常務委員会が会議を開催し予算調整案の審査及び承認を行う30日前までに、予算調整原案を第1次審査のために当該級人民代表大会の関係専門委員会に提出しなければならない。

区設市・自治州政府の財政部門は、当該級人民代表大会常務委員会が会議を開催し予算調整案の審査及び承認を行う30日前までに、予算調整原案を第1次審査のために当該級人民代表大会の関係専門委員会に提出し、又は当該級人民代表大会常務委員会の関係業務機関に提出して意見を求めなければならない。

県・自治県・非区設市・市管轄区政府の財政部門は、当該級人民代表大会常務委員会が会議を開催し予算調整案の審査及び承認を行う30日前までに、予算調整原案を当該級人民代表大会常務委員会の関係業務機関に提出し意見を求めなければならない。

中央予算調整案は、審査及び承認のため全国人民代表大会常務委員会に提出しなければならない。県級以上の地方各級予算調整案は、審査及び承認のため当該級人民代表大会常務委員会に提出しなければならない。郷・民族郷・鎮予算調整案は、審査及び承認のため当該級人民代表大会に提出しなければならない。承認を経ることなく、予算を調整してはならない。

第70条 各級政府は、承認された予算調整案を厳格に執行しなければならない。この法律第69条に定める手続を経ることなく、各級政府は、予算調整の決定を行ってはならない。

前項の規定に違反して行われた決定に対し、当該級人民代表大会、当該級人民代表大会常務委員会又は上級政府は、その変更又は取消しを命じなければならない。

第71条 予算執行において、地方各級政府は、当該級政府による附随資金の提供を必要としない特別移転支出を上級政府が増額したことにより生じた予算支出の変化については、予算調整の範囲に含めない。

特別移転支出の増額を受けた県級以上の地方各級政府は、当該級人民代表大会常務委員会にそれに関する状況を報告しなければならない。特別移転支出の増額を受けた郷・民族郷・鎮政府は、当該級人民代表大会にそれに関する状況を報告しなければならない。

第72条 各部門及び各単位の予算支出は、予算科目に基づいて執行しなければならない。各予算科目、予算級別又は予算項目間の予算資金の融通を厳しく規制し、融通が確実に必要であるときは、国務院財政部門の規定に基づいて処理する。

第73条 地方各級予算の調整案は、承認を経た後、当該級政府が1級上の政府に届け出る。

第8章 決算

第74条 決算案は、各級政府、各部門及び各単位が各予算年度の終了後に国務院の定める期限に従い編成する。

決算案編成の具体的事項は、国務院財政部門が定める。

第75条 決算案の編成は、法律及び行政法規に適合し、収支が真実であり、金額が正確であり、内容が完全であり、報告が速やかでな

ければならない。

決算案は、予算と対応し、予算額、予算調整額及び決算額を別々に記載しなければならない。一般公共予算支出は、その機能分類により項まで、経済性質分類により款まで記載しなければならない。

第76条 各部門は、所属各単位の決算を審査し、かつ、集計して当該部門の決算案を編成し、規定の期限までに当該級政府の財政部門に審査のため提出しなければならない。

各級政府の財政部門は、当該級各部門決算案の審査後、法律又は行政法規の規定に適合しないものを発見したときは、これを是正する権限を有する。

第77条 国務院財政部門は、中央決算案を編成し、国務院会計検査部門による検査を経て、国務院で審査決定した後、国務院が全国人民代表大会常務委員会に審査及び承認のため提出する。

県級以上の地方各級政府財政部門は、当該級決算案を編成し、当該級政府会計検査部門による検査を経て、当該級政府で審査決定した後、当該級政府が当該級人民代表大会常務委員会に審査及び承認のため提出する。

郷・民族郷・鎮政府は、当該級決算案を編成し、当該級人民代表大会に審査及び承認のため提出する。

第78条 国務院財政部門は、全国人民代表大会常務委員会が中央決算案の審査及び承認を行う会議を開催する30日前までに、前年度の中央決算案を第1次審査のため全国人民代表大会財政経済委員会に提出しなければならない。

省・自治区・直轄市政府の財政部門は、当該級人民代表大会常務委員会が当該級決算案

の審査及び承認を行う会議を開催する30日前までに、前年度の当該級決算案を第1次審査のため当該級人民代表大会の関係専門委員会に提出しなければならない。

区設市・自治州政府の財政部門は、当該級人民代表大会常務委員会が当該級決算案の審査及び承認を行う会議を開催する30日前までに、前年度の当該級決算案を第1次審査のため当該級人民代表大会の関係専門委員会に提出し、又は当該級人民代表大会常務委員会の関係業務機関に送付し意見を求めなければならない。

県・自治県・非区設市・市管轄区政府の財政部門は、当該級人民代表大会常務委員会が当該級決算案の審査及び承認を行う会議を開催する30日前までに、前年度の当該級決算案を当該級人民代表大会常務委員会の関係業務機関に送付し意見を求めなければならない。

全国人民代表大会財政経済委員会並びに省、自治区、直轄市、区設市及び自治州の人民代表大会の関係専門委員会は、当該級決算案の審査結果報告を当該級人民代表大会常務委員会に提出する。

第79条 県級以上の各級人民代表大会常務委員会及び郷・民族郷・鎮人民代表大会は、当該級決算案について次の各号に掲げる内容を重点として審査する。

- (1) 予算収入状況
- (2) 支出政策実施状況並びに重点支出及び重大投資項目資金の使用及び成果の状況
- (3) 繰越資金の使用状況
- (4) 資金余剰の状況
- (5) 当該級予算調整及び執行状況
- (6) 財政移転支出配分執行状況
- (7) 承認された借入債務の規模、構造、使用及び償還等の状況
- (8) 当該級予算回転金の規模及び使用状況

(9) 当該級予備費の使用状況

(10) 超過収入の配分状況並びに予算安定調節基金の規模及び使用状況

(11) 当該級人民代表大会が承認した予算決議の実施状況

(12) その他決算に関する重要な状況

県級以上の各級人民代表大会常務委員会は、当該級政府が提出した前年度予算執行及びその他の財政収支の会計検査報告を統合し、当該級決算案に対し審査を行わなければならない。

第80条 各級決算の承認後、財政部門は、20日以内に当該級各部門に結果を回答しなければならない。各部門は、当該級政府財政部門が回答した当該部門決算を受理してから15日以内に、所属単位に結果を回答しなければならない。

第81条 地方各級政府は、承認を経た決算及び1級下の政府が届け出た決算を集計し、1級上の政府に届け出なければならない。

県級以上の各級政府は、1級下の政府が届け出た決算を集計した後、当該級人民代表大会常務委員会に届け出なければならない。

第82条 国務院及び県級以上の地方各級政府は、1級下の政府が前条の規定により届け出た決算について、法律若しくは行政法規に抵触し、又はその他の不適当な箇所があり、当該決算承認決議を取り消す必要があると認めるときは、当該級人民代表大会常務委員会にその審議を求めなければならない。審議を経て取消しが決定されたときは、当該下級人民代表大会常務委員会は、当該下級政府に対してこの法律の規定に従い新たに決算案を編成し、当該下級人民代表大会常務委員会に審査及び承認を求めるよう命じなければならない。

第9章 監督

第83条 全国人民代表大会及び同常務委員会は、中央及び地方の予算及び決算に対し監督を行う。

県級以上の地方各級人民代表大会及び同常務委員会は、当該級及び下級の予算及び決算に対し監督を行う。

郷・民族郷・鎮人民代表大会は、当該級の予算及び決算に対し監督を行う。

第84条 各級人民代表大会及び県級以上の各級人民代表大会常務委員会は、予算及び決算における重大事項又は特定の問題について調査を行う権限を有し、関係する政府、部門、単位及び個人は、ありのままに状況を報告し、必要な資料を提供しなければならない。

第85条 各級人民代表大会及び県級以上の各級人民代表大会常務委員会が会議を開催するときは、人民代表大会代表又は常務委員会構成員は、法律に定める手続に従い予算及び決算における問題について質問又は質疑を行い、質問又は質疑を受けた関係政府又は財政部門は、速やかにそれに回答しなければならない。

第86条 国務院及び県級以上の地方各級政府は、毎年6月から9月までの間に当該級人民代表大会常務委員会に予算執行状況を報告しなければならない。

第87条 各級政府は、下級政府の予算執行を監督する。下級政府は、1級上の政府に対し定期的に予算執行状況を報告しなければならない。

第88条 各級政府財政部門は、当該級各部門

及びその各所属単位の予算の編成及び執行の監督及び検査に責任を負い、かつ、当該級政府及び1級上の政府の財政部門に予算執行状況を報告する。

第89条 県級以上の政府の会計検査部門は、法に従い予算執行及び決算について会計検査による監督を行う。

予算執行及びその他の財政収支についての会計検査報告は、一般公開しなければならない。

第90条 政府各部門は、各所属単位の予算執行の監督及び検査に責任を負い、当該部門の予算執行状況を速やかに当該級政府財政部門に報告し、予算に違反する行為を法に従い是正しなければならない。

第91条 個人、法人又はその他の組織がこの法律に違反する行為を発見したときは、法に従い関係国家機関に告発し、又は告訴することができる。

告発又は告訴を接受した国家機関は、法に従って処理し、かつ、告発人及び告訴人に関する情報の秘密を守らなければならない。いかなる単位又は個人も、告発人及び告訴人に圧力をかけて制止し、又は報復を行ってはならない。

第10章 法的責任

第92条 各級政府及び関係部門に次の各号に掲げる行為のいずれかがあったときは、是正を命じ、直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対し行政責任を追及する。

(1) この法律の規定によることなく、予算案、予算調整案、決算案及び部門予算・決算を編成し及び報告し、並びに予算及び決算の

審査結果を回答したとき。

- (2) この法律の規定に違反して予算調整を行ったとき。
- (3) この法律の規定によることなく予算関係事項を公開し、及び説明したとき。
- (4) 規定に違反して政府性基金項目及びその他の財政収入項目を設定したとき。
- (5) 法律及び法規の規定に違反して予算予備費、予算回転金、予算安定調節基金及び超過収入を使用したとき。
- (6) この法律の規定に違反して財政専用口座を開設したとき。

第 93 条 各級政府及び関係部門・単位に次の各号に掲げる行為のいずれかがあったときは、是正を命じ、直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対し法に従い降格、免職又は除籍の処分を行う。

- (1) 全ての政府収入及び支出を予算に計上せず、又は収入若しくは支出を偽って計上したとき。
- (2) 法律及び行政法規の規定に違反して、徴収すべき予算収入を金額超過若しくは前倒しで徴収し、又は徴収を減額し、免除し、若しくは猶予したとき。
- (3) 国庫に上納すべき予算収入を留保し、横領し、流用し、又は滞納したとき。
- (4) この法律の規定に違反して予算支出用途を変更したとき。
- (5) 上級政府の特別移転支出資金の用途を無断で変更したとき。
- (6) この法律の規定に違反して予算支出資金を交付し、予算収入の収納、区分、留保及び還付を行い、又はこの法律の規定に違反して国庫金の凍結、運用若しくはその他の方法で納入済みの国庫金を支配したとき。

第 94 条 各級政府、各部門及び各単位がこの法律の規定に違反して債務を借り入れ、若しくは他人の債務に担保を提供し、重点支出資金を流用し、又は予算外で若しくは予算の基準を超えて施設庁舎を建設したときは、是正を命じ、直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対し免職又は除籍の処分を行う。

第 95 条 各級政府の関係部門、単位及びその職員に次の各号に掲げる行為のいずれかがあったときは、是正を命じ、詐取又は使用した資金を回収し、違法所得のある場合はそれを没収し、当該単位に対し警告又は通報・批判⁽¹⁰⁾を行う。直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対しては、法に従い処分を行う。

- (1) 法律及び法規の規定に違反して、予算収入の上納方法を変更したとき。
- (2) 虚偽の報告又は横領等の手段で予算資金を詐取したとき。
- (3) 規定に違反して支出範囲を拡大し、又は支出基準を上昇させたとき。
- (4) その他財政管理規定に違反する行為

第 96 条 この法律の第 92 条、第 93 条、第 94 条及び第 95 条に列挙した違法行為は、その処理及び処罰について他の法律に別に定めがないときは、当該規定に従う。

この法律の規定に違反し、犯罪を構成するときは、法に基づいて刑事責任を追及する。

第 11 章 附則

第 97 条 各級政府財政部門は、権利・責任発生制を基礎とする政府総合財務報告を年度ご

(10) 中国語原文は「通报批评」。処分の一種。

とに編成して政府全体の財務状況、運用状況及び財政中長期持続可能性を報告し、当該級人民代表大会常務委員会に届け出なければならぬ。

第 98 条 国務院は、この法律に基づいて実施条例を制定する。

第 99 条 民族自治地域の予算管理は、民族区域自治法の関係規定に基づいて執行する。民族区域自治法に定めのないものは、この法律及び国務院の関係規定に基づいて執行する。

第 100 条 省、自治区及び直轄市の人民代表大会又は同常務委員会は、この法律に基づいて、予算の審査及び監督に関する決定又は地

方性法規を制定することができる。

第 101 条 この法律は、1995 年 1 月 1 日から施行する⁽¹¹⁾。1991 年 10 月 21 日に国務院が公布した「国家予算管理条例」は、同時に廃止する。

出典

- ・「全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国预算法》的决定」（2014 年 8 月 31 日公布）国务院法制办公室〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201409/20140900396858.shtml>〉
- ・「中华人民共和国预算法（2014 修正）」中华人民共和国财政部〈http://jrs.mof.gov.cn/ppp/zcfbPPP/201410/t20141030_1155100.html〉

（おかむら しがこ）

(11) 2014 年 8 月 31 日、「中华人民共和国预算法改正に関する全国人民代表大会常务委员会の決定」により改正された。同決定による改正は、2015 年 1 月 1 日施行である。